

第8章

訴訟（178～184の2）

第1 審決取消訴訟（178、179）

- ・参加を申請して拒否された者（178Ⅱ）は、参加の申請さえしていればよく、単独で取消訴訟を提起できる
- ・取消訴訟は、5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をすることができる（182の2）

第2 出訴の通知など（180～182の2）

✓ 査定系審判は除外
 ∴ 青 査定系審判は、特許庁長官が被告となるので、特許庁長官が関与できる

179条ただし書の訴え（被告が特許庁長官でない取消訴訟）の提起があった場合の情報提供等について規定

✓ 訴状の副本は送達されない

(1) 裁判所から特許庁長官への情報提供

ア 遅滞なく、訴訟提起があった旨を特許庁長官に通知（180Ⅰ）

∴ 青 特許庁が審決確定の登録をするか否かの判断に必要な

イ 訴えが、請求項ごとに請求された無効審判の審決（再審の審決も含む）の取消訴訟の場合、当該訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を送付する（同Ⅱ）

∴ 青 特許庁は、取消訴訟の提起がなかった請求項の、審決確定の登録をするため

青 当事者系審判の審決取消訴訟が提起された場合で、特許庁による法令解釈や運用基準が争点となると、又は、特許庁の専門的知識が審理充実のために必要となると、特許庁又は裁判所の発議により、特許庁長官が裁判所に意見を述べることを可能とすることにより、専門行政機関たる特許庁の考え方が訴訟審理に反映され、それを踏まえた判断がなされることが期待できる

(2) 特許庁長官の意見陳述

ア 求意見（180の2Ⅰ）

裁判所は、特許庁長官に対し、当該事件に関する特許法の適用その他の必要な事項について意見を求めること可

イ 意見陳述（同Ⅱ）

- ・特許庁長官は、裁判所の許可を得て、意見を述べる可
- ・特許庁長官は、特許庁の職員でその指定する者に意見を述べさせることが可能（同Ⅲ）

(3) 裁判所は、遅滞なく特許庁長官に下記の書類を送付（182）

- ア 裁判で訴訟手続が完結した場合（同①）
各審級の裁判の正本
- イ 裁判によらないで訴訟手続が完結した場合（同②）
訴訟手続が完結した請求項を特定するために必要な書類
ex.  和解調書、取下書の写し等

 訴訟提起事実の通知
（180）に対応して、
訴訟終了事実を通知

 裁判の正本
判決書の正本

第3 不服申立て（183～184の2）

1 総論

(1) 不服申立ての種類

- ア 行政不服審査法に基づく不服申立て
審査請求（行審4）
- イ 行政事件訴訟法に基づく不服申立て
取消訴訟（行訴3Ⅱ）

(2) 一般法の取扱い

- ア 原則（自由選択主義）
行政庁の処分に不服がある場合、行政不服審査法に基づく不服申立て（審査請求）をすることもできるし、直ちに、取消訴訟を提起することもできる（行訴8Ⅰ）
- イ 例外
法律に別段の定めがある場合、行政不服審査法に基づく不服申立てを経てからでなければ、取消訴訟の提起不可（同但書）

2 特許法における不服申立て

(1) 取消決定、審決、審判・再審・訂正の請求の却下決定に対する不服申立て

審決等取消訴訟（178）

＊行政不服審査法の不服申立て不可（195の4）

(2) 審判における方式違反の処分に対する不服申立てのまとめ

種類	審判請求				審判請求以外	
	審判請求書		審判請求書以外			
処分	補正可 (133Ⅰ)	補正不可 (135)	補正可 (133Ⅱ)	補正不可 (135)	補正可 (133Ⅱ)	補正不可 (133の2)
主体	審判長 (133Ⅲ)	合議体 (135)	審判長 (133Ⅲ)	合議体 (135)	審判長 (133Ⅲ)	審判長 (133Ⅱ)
不服申立	審査請求	取消訴訟	審査請求	取消訴訟	審査請求	審査請求

(3) 裁定処分に関する不服申立て

ア 裁定の対価の額に対する不服申立て

取消訴訟の提起が可能（183Ⅰ）

＊行政不服審査法上の審査請求は不可（91の2、93Ⅲ）

∴対価の額に対する不服は、当事者間で争った方が好ましい

＊裁判管轄：管轄地方裁判所

＊訴訟提起期間：裁定謄本送達日から6月以内（183Ⅱ）

＊被告適格：裁定処分の相手方（184）

イ 裁定自体に対する不服申立て

審査請求

ex. 実施権の範囲の変更を求める場合

ex. 裁定自体の取消しを求める場合

(4) 特許法で不服申立てができないと規定されている処分

行政不服審査法上の不服申立て不可（195の4）

ex. 補正却下決定（53Ⅲ本文）、異議申立ての維持決定（114Ⅴ）、無効審判請求書の要旨変更補正の許可決定（131の2Ⅳ）、除斥忌避の申立ての却下決定（143Ⅲ）、参加申請の却下決定（143Ⅲ）など